

四半期報告書

(第67期第3四半期)

株式会社 オンワードホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月14日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)

【会社名】 株式会社オンワードホールディングス

【英訳名】 ONWARD HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 廣 内 武

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 03 (4512) 1030 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理部門担当 吉 沢 正 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 03 (4512) 1030 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理部門担当 吉 沢 正 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第66期 第3四半期 連結累計期間	第67期 第3四半期 連結累計期間	第66期
	自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日
売上高 (百万円)	191,365	205,441	258,369
経常利益 (百万円)	11,760	11,871	13,405
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,636	5,757	4,503
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,414	15,494	11,523
純資産額 (百万円)	159,208	177,227	165,372
総資産額 (百万円)	289,056	319,135	286,779
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	29.56	36.70	28.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	29.31	36.33	28.46
自己資本比率 (%)	54.6	55.0	57.1

回次 会計期間	第66期 第3四半期 連結会計期間	第67期 第3四半期 連結会計期間
	自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.23	26.17

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

（1）経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日～平成25年11月30日）におけるわが国経済は、政府による経済対策などの効果により円安・株高が進行し、企業収益や個人消費が改善されるなど、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、欧州債務問題や新興国経済の成長鈍化など世界経済の下振れによる影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当アパレル・ファッション業界では、消費マインドの好転から付加価値の高い商品を中心に市場の回復が見られましたが、10月以降は台風などの悪天候の影響や消費税率引き上げの決定から、一転して消費が鈍化するなど、厳しい状況となりました。

このような経営環境のなか、当社グループは国内事業につきましては、株式会社オンワード樫山を中心に収益拡大を目指した積極的な施策を推進しました。また、当社グループの重点施策である顧客視点からの満足度を高めるため、企画提案力と店舗運営力をさらに強化し一定の成果をあげることができました。しかしながら、消費の最盛期に入る10月から、悪天候の影響や節約志向の高まりにより、株式会社オンワード樫山は増収増益基調を確保したものの、その他の国内事業は低調に推移しました。

海外事業につきましては、全体的に厳しい状況が続いており、アジア・北米地区は売上拡大に向けた施策を進めていますが、利益回復には少し時間がかかる見通しです。また、欧州地区は、当初計画からは遅れているものの、事業会社ごとの改善が進み、来期以降の大幅な収益改善が見込める状況となりました。

以上の結果、連結売上高は2,054億41百万円（前年同期比7.4%増）、連結営業利益は101億23百万円（前年同期比5.4%減）、連結経常利益は118億71百万円（前年同期比0.9%増）、連結四半期純利益は57億57百万円（前年同期比24.2%増）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりです。

① アパレル関連事業

国内事業につきましては、株式会社オンワード樫山が、収益性の高い基幹ブランドの拡大と、ネットビジネスを大きく伸ばさせたことで増収増益基調を確保しましたが、その他の子会社は、第3四半期の売上拡大がはかれず厳しい状況となりました。

海外事業につきましては、売上拡大は進んだものの、業績改善にはいたりませんでした。

② その他の事業

サービス関連事業ならびにリゾート関連事業につきましては、事業拡大と収益性の向上が順調に進みました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ323億56百万円増加し、3,191億35百万円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ205億円増加し、1,419億7百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ118億55百万円増加し、1,772億27百万円となり、自己資本比率は、55.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。なお、当社は「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めています。基本方針等の概要につきましては、次のとおりです。

(会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針に定めています。

中長期的な経営戦略は、グローバルな企業競争を勝ち抜くために、ブランドを基軸にその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」であり、この基本項目を強化・進化させ、顧客に対して高いブランド価値にもとづいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が、当社グループの企業価値ならびに株主価値を最大化することにつながると考えています。

また、継続的に企業価値を高めることをめざし、コーポレートガバナンス体制を強化し、経営効率の向上、および経営の健全性の向上に努め、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう取り組んできました。2005年より独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任しており、独立役員である社外取締役2名・社外監査役2名を選任し、経営に対する監視機能の強化をはかっています。

また従来より執行役員制度を採用しており、さらに取締役の任期を1年としています。

以上を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月26日開催の第64回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を継続することについて決議しました。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

本プランは、（i）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または（ii）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して事前に提出していただき、手順に従い大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を求めていきます。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに後述の「取締役会評価期間」を開始するものとします。（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供するとともに、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示します。また、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間終了後、その翌日を開始日として、提供を受けた情報を十分に評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、開示します。また、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示します。

独立委員会は、当社取締役会から受領した情報をもとに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非または株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の意思を確認すべき旨を勧告された場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択して実施し、その決定に従って当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守・承諾するものとし、取締役会において対抗措置の発

動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社取締役会が上記決議にもとづき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当を行うこととします。

本プランの有効期間は、平成26年5月開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。ただし、本プランの有効期間満了前に、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、上記2.記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	172,921,669	172,921,669	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で す。なお、単元株式数は、 1,000株です。
計	172,921,669	172,921,669	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月1日～ 平成25年11月30日	—	172,921,669	—	30,079	—	51,550

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,006,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 156,286,000	156,286	—
単元未満株式	普通株式 629,669	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	172,921,669	—	—
総株主の議決権	—	156,286	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式556株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成25年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オンワードホー ルディングス	東京都中央区京橋一丁目 7番1号	16,006,000	—	16,006,000	9.25
計	—	16,006,000	—	16,006,000	9.25

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,677	23,512
受取手形及び売掛金	25,863	38,057
商品及び製品	29,226	39,266
仕掛品	1,780	1,440
原材料及び貯蔵品	3,470	4,571
その他	15,755	14,561
貸倒引当金	△452	△574
流動資産合計	100,321	120,835
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	25,680	27,794
土地	50,061	51,814
その他（純額）	11,119	14,274
有形固定資産合計	86,861	93,883
無形固定資産		
のれん	32,769	30,472
その他	2,688	2,880
無形固定資産合計	35,457	33,352
投資その他の資産		
投資有価証券	42,730	51,344
その他	23,950	22,254
貸倒引当金	△2,541	△2,535
投資その他の資産合計	64,138	71,063
固定資産合計	186,458	198,299
資産合計	286,779	319,135

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,512	43,218
短期借入金	47,581	54,914
未払法人税等	4,829	1,527
賞与引当金	1,289	3,951
役員賞与引当金	252	143
返品調整引当金	528	786
ポイント引当金	249	261
その他	12,496	14,308
流動負債合計	100,740	119,111
固定負債		
長期借入金	1,323	1,795
退職給付引当金	3,058	3,136
役員退職慰労引当金	152	141
その他	16,132	17,723
固定負債合計	20,666	22,796
負債合計	121,407	141,907
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,079	30,079
資本剰余金	50,043	50,043
利益剰余金	120,164	122,124
自己株式	△23,146	△23,082
株主資本合計	177,141	179,165
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,531	7,808
繰延ヘッジ損益	34	78
土地再評価差額金	△12,502	△12,502
為替換算調整勘定	△2,483	834
その他の包括利益累計額合計	△13,420	△3,780
新株予約権	724	799
少数株主持分	926	1,043
純資産合計	165,372	177,227
負債純資産合計	286,779	319,135

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
売上高	191,365	205,441
売上原価	96,966	106,583
売上総利益	94,398	98,858
販売費及び一般管理費	83,694	88,734
営業利益	10,704	10,123
営業外収益		
受取利息	74	109
受取配当金	313	321
受取ロイヤリティー	470	580
受取地代家賃	456	448
その他	1,179	1,450
営業外収益合計	2,494	2,910
営業外費用		
支払利息	503	422
売場什器等除却損	135	184
為替差損	468	—
その他	331	556
営業外費用合計	1,438	1,163
経常利益	11,760	11,871
特別利益		
固定資産売却益	8	186
投資有価証券売却益	—	887
特別利益合計	8	1,073
特別損失		
固定資産処分損	91	86
減損損失	137	128
特別退職金	—	77
その他	36	64
特別損失合計	265	358
税金等調整前四半期純利益	11,503	12,587
法人税等合計	6,840	6,797
少数株主損益調整前四半期純利益	4,662	5,790
少数株主利益	26	32
四半期純利益	4,636	5,757

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,662	5,790
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	462	6,211
繰延ヘッジ損益	△70	44
為替換算調整勘定	153	3,013
持分法適用会社に対する持分相当額	206	434
その他の包括利益合計	751	9,704
四半期包括利益	5,414	15,494
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,397	15,397
少数株主に係る四半期包括利益	17	96

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
<p>連結の範囲の重要な変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、次のとおり連結の範囲を変更しています。</p> <p>(株式取得による増加)</p> <p>モンテナポレオーネ LLC.</p> <p>(合併による減少)</p> <p>ダナキャランジャパン(株)、(株)NAIMA</p> <p>第2四半期連結会計期間より、次のとおり連結の範囲を変更しています。</p> <p>(合併による減少)</p> <p>イリス S.P.A.</p> <p>なお、ジボ・コーS.P.A.はイリスS.P.A.を合併し、社名をオンワードラグジュアリーグループS.P.A.に変更しています。</p> <p>当第3四半期連結会計期間において、次のとおり連結の範囲を変更しています。</p> <p>(合併による減少)</p> <p>(株)パースビレッジ</p> <p>なお、変更後の連結子会社の数は70社です。</p>

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。</p> <p>なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
<p>(連結納税制度の適用)</p> <p>当社および一部の連結子会社は、第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しています。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

関係会社の銀行借入金に対する保証債務額

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
オルロージュサンプノアS.A.S.	4百万円	4百万円
株式会社J.ディレクション	33百万円	0百万円
計	38百万円	4百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）およびのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
減価償却費	4,104百万円	4,809百万円
のれん償却額	2,926百万円	2,492百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	3,762	24.00	平成24年2月29日	平成24年5月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	3,765	24.00	平成25年2月28日	平成25年5月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	アパレル関連事業				その他の事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	(日本)	(欧州)	(アジア ・北米)	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	152,150	23,212	4,398	179,762	11,602	191,365	—	191,365
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,400	301	253	1,954	5,987	7,942	△7,942	—
計	153,551	23,514	4,652	181,717	17,590	199,307	△7,942	191,365
セグメント利益又は損失 (△)	13,251	△22	△184	13,044	418	13,463	△2,759	10,704

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△2,759百万円には、のれんの償却額△2,926百万円およびセグメント間取引消去2,761百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,594百万円が含まれています。全社費用は主にセグメントに帰属しない一般管理費です。

(注) 2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間における、重要な発生および変動はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	アパレル関連事業				その他の事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	(日本)	(欧州)	(アジア ・北米)	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	155,648	31,625	5,419	192,694	12,747	205,441	—	205,441
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,177	446	299	1,923	6,436	8,359	△8,359	—
計	156,826	32,072	5,719	194,617	19,183	213,801	△8,359	205,441
セグメント利益又は損失 (△)	12,654	△687	△659	11,307	471	11,779	△1,655	10,123

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,655百万円には、のれんの償却額△2,492百万円およびセグメント間取引消去3,009百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,171百万円が含まれています。全社費用は主にセグメントに帰属しない一般管理費です。

(注) 2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間における、重要な発生および変動はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	29円56銭	36円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,636	5,757
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,636	5,757
普通株式の期中平均株式数(千株)	156,826	156,898
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	29円31銭	36円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1,383	1,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年1月14日

株式会社オンワードホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 克之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柄澤 一恵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オンワードホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年9月1日から平成25年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月14日

【会社名】 株式会社オンワードホールディングス

【英訳名】 ONWARD HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 廣 内 武

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 廣内 武は、当社の第67期第3四半期(自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。